規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条並びに法第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）」を「適合表示端末機器」に改める。

（工事担任者規則の一部改正）

第三条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「法第五十三条第二項（法第百四条第四項において準用する場合を含む。）、法第五十八条（法第百四条第七項において準用する場合を含む。）若しくは法第六十五条の規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条又は法第百四条第四項若しくは第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）」を「適合表示端末機器」に改める。

告示

○総務省告示第二百七十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の規定により、次の消防の用に供する機械器具等について型式承認をしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月十四日

総務大臣　新藤　義孝

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
消防用ホース	ホ第26～1号	平成26. 1.14	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番1号
小型消火器	消第26～1号	26. 1.23	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目1番10号
大型消火器	消第24～34～1号	〃	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地
金属製避難はしご	は第26～1号	〃	松本機工株式会社	東京都文京区白山四丁目25番6号
〃	は第26～2号	〃	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第26～1号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目1番10号
〃	ス第26～2号	〃	〃	〃
金属製避難はしご	は第26～3号	26. 1.24	株式会社マルニシ	群馬県高崎市吉井町岩崎2611番地
P型2級受信機（蓄積式）	受第26～1号	〃	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目2番4号
〃	受第26～2号	〃	〃	〃
P型1級受信機（蓄積式及び自動試験機能付）	受第26～3号	〃	〃	〃
P型1級受信機（蓄積式）	受第26～4号	〃	〃	〃
〃	受第26～5号	〃	日本フェンオール株式会社	東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
R型受信機（蓄積式及び遠隔試験機能付）	受第26～8号	〃	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
中継器	中第26～1号	〃	〃	〃
P型1級受信機（蓄積式）	受第26～6号	26. 2. 3	〃	〃
GP型1級受信機（蓄積式）	受第26～7号	〃	〃	〃
差込式結合金具（クイックⅡ型）	差第26～5号	〃	櫻護謨株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
消防用ホース	ロ第26～8号	〃	〃	〃
差込式結合金具	差第26～1号	26. 2.12	株式会社山田製作所	長野県諏訪市大字豊田1212番地1
〃	差第26～2号	〃	〃	〃
〃	差第26～3号	〃	〃	〃
〃	差第26～4号	〃	〃	〃
消防用ホース	ロ第26～1号	26. 2.17	芦森工業株式会社	大阪府大阪市西区北堀江三丁目10番18号
〃	ロ第26～2号	〃	〃	〃
〃	ロ第26～3号	〃	〃	〃
〃	ホ第26～2号	〃	〃	〃
〃	ホ第26～3号	26. 2.24	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋二丁目1番10号
〃	ホ第26～4号	〃	櫻護謨株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
〃	ホ第26～5号	〃	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋二丁目1番10号
〃	ロ第26～4号	〃	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番1号
〃	ロ第26～5号	〃	〃	〃
〃	ロ第26～6号	〃	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋二丁目1番10号
〃	ロ第26～7号	〃	芦森工業株式会社	大阪府大阪市西区北堀江三丁目10番18号
〃	ロ第19～38～4号	〃	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋二丁目1番10号
〃	ロ第19～38～5号	〃	〃	〃
〃	ロ第24～2～1号	〃	〃	〃
〃	ロ第24～2～2号	〃	〃	〃
〃	ロ第24～20～2号	〃	芦森工業株式会社	大阪府大阪市西区北堀江三丁目10番18号
〃	ロ第24～20～3号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第26～1号	〃	株式会社宮本工業所	東京都港区三田三丁目4番2号
〃	流第26～2号	〃	〃	〃
〃	流第26～3号	〃	〃	〃
〃	流第26～4号	〃	紘永工業株式会社	神奈川県横浜市戸塚区柏尾町191番地2
〃	流第26～5号	〃	〃	〃
〃	流第26～6号	〃	〃	〃

○国家公安委員会告示第四十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十四日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　大岩　英明

(二)　変更後の代表者の氏名　岩田　幸成

二　変更を行った年月日　平成二十六年四月一日